

「第5期障害者基本計画・障害福祉計画」及び 「第1期障害児福祉計画」に係る国の基本指針概要について

1 計画の基本的理念について

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組【新設】
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援【新設】

2 第4期計画からの主な変更点について

- (1) 地域共生社会の実現のための規定の整備【新設】

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】
- (3) 障害児支援の提供体制の計画的な整備【新設】
 - ① 地域支援体制の構築
 - ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
 - ③ 地域社会への参加・包容の推進
 - ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保
- (4) 発達障害者支援の一層の充実【新設】

発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について定める
- (5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定
 - ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】
 - ③ 地域生活支援拠点等の整備
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行等【拡充】
 - ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新規】